

農林水産商工委員会資料

(商工労働部所管分)

■付託議案

【条例案】

第 1 1 7 号議案 使用料及び手数料の額の改定等に関する条例 [関係分] … P 1～19

【予算案】

第 1 0 0 号議案 令和 7 年度島根県一般会計補正予算 (第 3 号) [関係分]

第 1 0 8 号議案 令和 7 年度島根県中小企業近代化資金特別会計補正予算 (第 1 号)
… P 20～24

■報告事項

- ① 2025 大阪・関西万博 島根県催事の出展結果について … P 25～26
- ② 企業立地計画の認定について … P 27～29
- ③ I T 産業・デジタル人材育成について … P 30

令和 7 年 1 0 月 1 日・2 日

商 工 労 働 部

令和 7 年 1 0 月 1 日・2 日
農 林 水 産 商 工 委 員 会
商 工 労 働 部 商 工 政 策 課

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例（関係分）について

1. 改正の趣旨

第 2 期中期財政運営方針に基づき受益者負担の適正化を図るため、労務費や物価の上昇を踏まえた使用料及び手数料の見直しを一斉に実施する。

2. 改正対象条例

- (1) 島根県手数料条例（第 4 条関係）
 - ・ 計量法関係手数料、旅行業法関係手数料、通訳案内士法関係手数料
- (2) 島根県立産業交流会館条例（第 44 条関係）
- (3) 島根県立産業高度化支援センター条例（第 45 条関係）
- (4) 島根県産業技術センター条例（第 46 条関係）
- (5) 島根県立高等技術校条例（第 47 条関係）

3. 主な改正項目

- (1) 使用料・手数料の額の見直し

- ・ 指定管理施設の使用料

施設名	項 目	改定前	改定後
産業交流会館※	大展示場（全面、平日 9:00～12:00）	238,980 円	262,870 円
産業高度化支援センター	創業支援室（1 平方メートルにつき毎月）	780 円	850 円

※ 産業交流会館は利用料金制度を導入しており、条例で定める金額の±20%の範囲内で指定管理者が料金を定める。

- ・ 試験研究機関の使用料

施設名	項 目	改定前	改定後
産業技術センター	ナノ粒子合成システム（1 時間につき）	4,820 円	5,170 円

- ・ その他の手数料

施設名	項 目	改定前	改定後
高等技術校	各種証明書交付手数料	500 円	550 円

- (2) その他一斉見直しに伴って行う項目の廃止

- ・ 利用見込みのない事務に係る手数料の廃止
（産業技術センターの油脂試験及び鑑定に係る手数料の廃止）

4. 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

島根県手数料条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
島根県手数料条例					
			(趣旨)		
第 1 条～第 7 条 〔略〕			第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により知事又は教育委員会が徴収する手数料については、別に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。		
			(手数料の納付及び額)		
			第 2 条 別表の中欄に掲げる者は、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、同表の右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同欄に定める額とする。		
			第 3 条～第 7 条 〔略〕		
附 則 〔略〕			附 則 〔略〕		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
手数料 の種別	手数料を納めなければなら ない者	手数料の額	手数料 の種別	手数料を納めなければなら ない者	手数料の額
1～46の 3 〔略〕			1～46の 3 〔略〕		
47 計量 法関係 手数料	(1) 〔略〕	〔略〕	47 計量 法関係 手数料	(1) 計量法（平成 4 年法 律第51号。以下この項 において「法」とい う。）第17条第 1 項の 規定に基づく指定を受 けようとする者	〔略〕
	(2) 〔略〕			(2) 法第19条第 1 項の規 定に基づく定期検査を 受けようとする者	
	ア 〔略〕			ア 非自動はかり（イ に該当する場合を除 く。）	
	(7) 〔略〕			(7) 検出部が電気式 のもの又は光電式	

				のものであって、 ひょう量が1トン 以下のもの	
a	〔略〕	1 個につき 円	<u>1,540</u>	a ひょう量が 100キログラム 以下のもの	1 個につき 円 <u>1,400</u>
b	〔略〕	1 個につき 円	<u>1,980</u>	b ひょう量が 250キログラム 以下のもの	1 個につき 円 <u>1,800</u>
c	〔略〕	1 個につき 円	<u>2,420</u>	c ひょう量が 500キログラム 以下のもの	1 個につき 円 <u>2,200</u>
d	〔略〕	1 個につき 円	<u>3,410</u>	d ひょう量が 500キログラム を超えるもの	1 個につき 円 <u>3,100</u>
(イ)	〔略〕	1 個につき	<u>270円</u>	(イ) 棒はかり又は光 電式以外のばね式 指示はかりのうち 直線目盛のみがあ るもの	1 個につき <u>250円</u>
(ウ)	〔略〕			(ウ) (イ)又は(イ)に掲げ るもの以外のもの	
a	〔略〕	1 個につき	<u>550円</u>	a ひょう量が 100キログラム 以下のもの	1 個につき <u>500円</u>
b	〔略〕	1 個につき	<u>990円</u>	b ひょう量が 250キログラム 以下のもの	1 個につき <u>900円</u>
c	〔略〕	1 個につき 円	<u>1,650</u>	c ひょう量が 500キログラム 以下のもの	1 個につき 円 <u>1,500</u>
d	〔略〕	1 個につき 円	<u>2,310</u>	d ひょう量が1 トン以下のもの	1 個につき 円 <u>2,100</u>
e	〔略〕	1 個につき 円	<u>4,440</u>	e ひょう量が2 トン以下のもの	1 個につき 円 <u>3,760</u>
f	〔略〕	1 個につき 円	<u>7,980</u>	f ひょう量が5 トン以下のもの	1 個につき 円 <u>7,020</u>
g	〔略〕	1 個につき 円	<u>12,400</u>	g ひょう量が10 トン以下のもの	1 個につき 円 <u>11,200</u>
h	〔略〕	1 個につき 円	<u>17,700</u>	h ひょう量が20 トン以下のもの	1 個につき 円 <u>15,600</u>
i	〔略〕	1 個につき	<u>22,400</u>	i ひょう量が30	1 個につき <u>19,900</u>

		円		トン以下のもの	円
j	〔略〕	1 個につき 25,400		j ひょう量が40	1 個につき 22,600
		円		トン以下のもの	円
k	〔略〕	1 個につき 35,400		k ひょう量が50	1 個につき 30,800
		円		トン以下のもの	円
l	〔略〕	1 個につき 60,700		l ひょう量が50	1 個につき 52,200
		円		トンを超えるもの	円
イ	〔略〕			イ 非自動はかり（最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の10,000分の1未満のもの）	〔略〕
ウ	〔略〕			ウ 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり（以下この項において「おもり」という。）	〔略〕
(3)	〔略〕			(3) 法第70条の規定に基づく検定を受けようとする者	
ア	〔略〕	1 個につき 630円		ア タクシーメーター	1 個につき 550円
イ	〔略〕			イ 質量計	
(ア)	〔略〕			(ア) 非自動はかり（(イ)に該当する場合を除く。）	
a	〔略〕			a 〔略〕	
b	〔略〕			b 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	
(a)	〔略〕	1 個につき 120円		(a) ひょう量が10キログラム	1 個につき 100円

(b) 〔略〕

c 〔略〕

(a) ～ (g)

〔略〕

(h) 〔略〕

1 個につき 2,810
円

(i) 〔略〕

1 個につき 7,180
円

(j) 〔略〕

1 個につき 8,960
円

(k) 〔略〕

1 個につき 13,300
円

(l) 〔略〕

1 個につき 16,500
円

(m) 〔略〕

1 個につき 22,200
円

(n) 〔略〕

1 個につき 24,500
円

(o) 〔略〕

1 個につき 42,300
円

(イ) 〔略〕

(ウ) 〔略〕

a 〔略〕

1 個につき 30円

b 〔略〕

(エ) 〔略〕

a 〔略〕

1 個につき 30円

b 〔略〕

1 個につき 100円

以下のもの

(b) 〔略〕

c a 又は b に掲
げるもの以外の
もの

(a) ～ (g)

〔略〕

(h) ひょう量が

1 個につき 2,560
円

もの

(i) ひょう量が

1 個につき 6,430
円

もの

(j) ひょう量が

1 個につき 8,110
円

もの

(k) ひょう量が

1 個につき 11,900
円

もの

(l) ひょう量が

1 個につき 14,700
円

もの

(m) ひょう量が

1 個につき 19,700
円

もの

(n) ひょう量が

1 個につき 22,300
円

もの

(o) ひょう量が

1 個につき 38,800
円

るもの

(イ) 〔略〕

(ウ) 分銅

a 表す質量が
200 グラム以下
のもの

1 個につき 20円

b 〔略〕

(エ) おもり

a 質量が 5 キロ
グラム以下の
もの

1 個につき 20円

b 質量が 20 キロ

1 個につき 90円

				グラム以下のもの	
				の	
	c 〔略〕			c 〔略〕	
	ウ 〔略〕			ウ 体積計	
	(7) 〔略〕			(7) 水道メーター	
	a 〔略〕	1 個につき	<u>120円</u>	a 口径が25ミリメートル以下のもの	1 個につき <u>80円</u>
	b 〔略〕	1 個につき	<u>180円</u>	b 口径が40ミリメートル以下のもの	1 個につき <u>170円</u>
	c・d 〔略〕			c・d 〔略〕	
	(イ)・(ウ) 〔略〕			(イ)・(ウ) 〔略〕	
	エ 〔略〕	1 個につき	<u>130円</u>	エ アネロイド型圧力計（アネロイド型圧計を除く。）計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	1 個につき <u>90円</u>
	(4) 〔略〕		<u>790円</u>	(4) 法第75条第1項の規定に基づく装置検査を受けようとする者	<u>720円</u>
	(5) 〔略〕			(5) 〔略〕	
	(6) 〔略〕			(6) 法第102条第1項の規定に基づく基準器検査を受けようとする者	
	ア 〔略〕			ア 〔略〕	
	イ 〔略〕			イ 質量基準器	
	(7) 〔略〕	1 個につき	<u>5,280円</u>	(7) 基準手動天びん（ひょう量が2トン以下であって、目量又は感量がひょう量の4,000分の1以上のもの）	1 個につき <u>4,900円</u>
	(イ)～(エ) 〔略〕			(イ)～(エ) 〔略〕	
	ウ 〔略〕			ウ 〔略〕	
	(7)～(10) 〔略〕			(7)～(10) 〔略〕	
	(11) 〔略〕			(11) 法第116条第1項の規定に基づく計量証明検査を受けようとする者	
	ア 〔略〕			ア 〔略〕	

	イ 〔略〕 (7) 〔略〕 イ 〔略〕 ウ 〔略〕 エ 〔略〕 (7)～(7) 〔略〕 (7) 〔略〕 (7)～(7) 〔略〕 (12)・(13) 〔略〕	1 個につき 26,000 円 1 個につき 28,700 円
48 旅行業法関係手数料	(1) 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) 〔略〕 (4) 〔略〕 (5) 〔略〕	19,500円 15,800円 11,600円 15,800円
48 の 2 通訳案内士法関係手数料	(1) 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) 〔略〕	5,460円 4,230円 4,230円

	イ 騒音計 (7) 使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの (イ) 〔略〕 ウ 〔略〕 エ 濃度計 (7)～(7) 〔略〕 (7) ガラス電極式水素イオン濃度指示計 (7)～(7) 〔略〕 (12)・(13) 〔略〕	1 個につき 23,700 円 1 個につき 26,100 円
48 旅行業法関係手数料	(1) 旅行業法（昭和27年法律第239号。以下この項において「法」という。）第3条の規定に基づく旅行業の登録を受けようとする者 (2) 法第3条の規定に基づく旅行業者代理業の登録を受けようとする者 (3) 〔略〕 (4) 法第6条の4第1項の規定に基づく旅行業の変更登録を受けようとする者 (5) 法第23条の規定に基づく旅行サービス手配業の登録を受けようとする者	18,100円 14,800円 11,000円 14,800円
48 の 2 通訳案内士法関係手数料	(1) 通訳案内士法（昭和24年法律第210号。以下この項において「法」という。）第18条の規定に基づく登録を受けようとする者 (2) 法第23条第2項の規定に基づく登録証の訂正を受けようとする者 (3) 法第24条の規定に基	5,100円 4,000円 4,000円

				づく登録証の再交付を 受けようとする者	
49～67	〔略〕			49～67	〔略〕

島根県立産業交流会館条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
島根県立産業交流会館条例 〔平成16年10月12日〕 〔島根県条例第59号〕 第1条～第21条 〔略〕	第1条 〔略〕 （設置） 第2条 県内産業の振興と国際交流の促進により地域の活性化を図るため、島根県立産業交流会館（以下「会館」という。）を松江市に設置する。 第3条 〔略〕 （指定管理者による管理） 第4条 会館の管理は、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。 第5条～第12条 〔略〕 （利用の承認） 第13条 会館の施設及び設備で別表に掲げるもの（一般駐車場を除く。以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 〔略〕 3 指定管理者は、会館の管理上必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。 （承認の取消し等） 第14条 指定管理者は、前条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は天災地変その他会館の管理上特に必要があると認めるときは、承認を取り消し、同条第3項の規定により承認に付した条件を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1)～(3) 〔略〕

附 則 〔略〕 別表（第13条、第17条関係） 〔別紙〕	第15条・第16条 〔略〕 （利用料金） 第17条 利用者及び会館の一般駐車場を3時間を超えて利用する者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。 2 〔略〕 3 利用料金は、別表に掲げる基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定める額とする。 4 〔略〕 第18条～第21条 〔略〕 附 則 〔略〕 別表（第13条、第17条関係） 〔別紙〕
--	--

改 正 後				改 正 前							
島根県立産業交流会館条例				別表（第13条、第17条関係）							
1 施設の基準額				1 施設の基準額							
(1) 大展示場等				(1) 大展示場等							
区	分	基 準 額			区	分	基 準 額				
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで			午前9時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	その他の時間1時間までごと		
大展示場	全面利用	平日	262,870円	350,500円	534,400円	87,620円	平日	238,980円	318,640円	485,820円	79,660円
		休日等	315,440円	420,600円	641,260円	105,130円	休日等	286,770円	382,370円	582,970円	95,580円
	3分の2利用	平日	185,130円	246,840円	372,720円	61,710円	平日	168,300円	224,400円	338,840円	56,100円
		休日等	222,150円	296,200円	447,260円	74,050円	休日等	201,960円	269,280円	406,600円	67,320円
	3分の1利用	平日	107,360円	143,150円	215,970円	35,770円	平日	97,600円	130,140円	196,340円	32,520円
多目的ホール	3分の1利用	休日等	128,830円	171,770円	259,160円	42,930円	休日等	117,120円	156,160円	235,600円	39,030円
		平日	48,110円	64,170円	93,780円	16,030円	平日	43,740円	58,340円	85,260円	14,580円
	3分の1利用	休日等	57,730円	77,000円	112,540円	19,230円	休日等	52,490円	70,000円	102,310円	17,490円
小ホール	3分の1利用	平日	19,630円	26,160円	39,880円	6,530円	平日	17,850円	23,790円	36,260円	5,940円
		休日等	23,550円	31,390円	47,860円	7,830円	休日等	21,410円	28,540円	43,510円	7,120円
国際会議場			93,660円	124,890円	191,530円	31,210円					
商談室	301、302、303、304、305、306、308、309、310		2,970円	3,960円	5,540円	970円	301、302、303、304、305、306、308、309、310				
			3,320円	4,440円	6,170円	1,080円					
			2,210円	2,950円	4,430円	730円					
会議室	401		6,660円	8,890円	13,430円	2,210円	401				
	402		1,850円	2,480円	3,700円	610円	402				
	403		5,190円	6,930円	9,990円	1,710円	403				
	404		4,080円	5,440円	7,640円	1,350円	404				
事務室のうち利用されていない区画を利用する場合（1平方メートルにつき）			100円	140円	210円	36円	事務室のうち利用されていない区画を利用する場合（1平方メートルにつき）				

〔平成16年10月12日
島根県条例第59号〕

〔平成16年10月12日
島根県条例第59号〕

大会議室	501		22,950円	30,610円	46,640円	7,640円
	601		20,720円	27,640円	42,310円	6,890円
特別会議室	602		10,020円	13,350円	20,100円	3,320円

備考〔略〕

(2) その他

区	分	単	位	基 準 額
特別室		1 時間までごと		6,290円
	平日	1 平方メートルにつき 1 日までごと		13円
屋外展示施設		1 平方メートルにつき 1 日までごと		15円
	休日等			
事務室		1 平方メートルにつき毎月		2,910円
	3 時間を超え 8 時間以内	1 台につき 1 時間までごと		100円
一般駐車場		8 時間を超える場合		100円
	屋内	1 区画につき毎月		13,180円
指定駐車場		1 区画につき毎月		3,960円
	屋外			

備考〔略〕

2 設備の基準額

区	分	単	位	基 準 額
冷暖房設備	大展示場	全面利用	1 時間までごと	26,260円
		3 分の 2 利用	1 時間までごと	18,510円
		3 分の 1 利用	1 時間までごと	10,730円
	多目的ホール	1 時間までごと		4,790円
その他設備器具	小ホール	1 時間までごと		1,960円
	知事が定める単位			〔略〕

大会議室	501		20,870円	27,830円	42,400円	6,950円
	601		18,840円	25,130円	38,470円	6,270円
特別会議室	602		9,110円	12,140円	18,280円	3,020円

備考〔略〕

(2) その他

区	分	単	位	基 準 額
特別室		1 時間までごと		5,720円
	平日	1 平方メートルにつき 1 日までごと		12円
屋外展示施設		1 平方メートルにつき 1 日までごと		14円
	休日等			
事務室		1 平方メートルにつき毎月		2,650円
	3 時間を超え 8 時間以内	1 台につき 1 時間までごと		100円
一般駐車場		8 時間を超える場合		100円
	屋内	1 区画につき毎月		13,180円
指定駐車場		1 区画につき毎月		3,960円
	屋外			

備考〔略〕

2 設備の基準額

区	分	単	位	基 準 額
冷暖房設備	大展示場	全面利用	1 時間までごと	23,880円
		3 分の 2 利用	1 時間までごと	16,830円
		3 分の 1 利用	1 時間までごと	9,760円
	多目的ホール	1 時間までごと		4,360円
その他設備器具	小ホール	1 時間までごと		1,790円
	知事が定める単位			〔略〕

島根県立産業高度化支援センター条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
島根県立産業高度化支援センター条例 〔平成13年 3 月23日〕 〔島根県条例第18号〕 目次 〔略〕 第 1 条～第28条 〔略〕 附 則 〔略〕 別表（第 4 条、第 7 条関係）	目次 〔略〕 第 1 条 〔略〕 （設置） 第 2 条 独創性、挑戦意欲等に富んだ創業者の育成及び企業の技術の高度化、新たな事業分野への進出等に対する支援を通じて本県の産業振興を図るため、島根県立産業高度化支援センター（以下「センター」という。）を松江市に設置する。 第 3 条 〔略〕 （使用の承認） 第 4 条 センターの施設及び設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定める者の承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1)・(2) 〔略〕 2 ～ 5 〔略〕 第 5 条・第 6 条 〔略〕 （使用料の納付） 第 7 条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 〔略〕 第 8 条～第28条 〔略〕 附 則 〔略〕 別表（第 4 条、第 7 条関係）

1 施設使用料

(1) 創業準備室等及び指定駐車場

種別	単位	使用料の額
創業準備室	1 平方メートルにつき毎月	850円（第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、 <u>1,720円</u> ）
創業支援室	1 平方メートルにつき毎月	850円（第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、 <u>1,720円</u> ）
研究開発室	1 平方メートルにつき毎月	<u>2,280円</u> （第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、 <u>2,870円</u> ）
プロジェクト研究員室	1 平方メートルにつき毎月	850円（第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、 <u>1,720円</u> ）
プロジェクト研究推進室	1 平方メートルにつき毎月	<u>1,140円</u> （第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、 <u>1,430円</u> ）
プラント実験室	1 平方メートルにつき毎月	<u>340円</u> （第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、 <u>420円</u> ）
〔略〕		

備考 〔略〕

(2) 防音室

種別	使用料の額（1 時間につき）
防音室 1	<u>1,610円</u>
防音室 2	<u>1,350円</u>

(3) 会議室

種別	使用料の額（1 時間につき）
大会議室	<u>2,310円</u>
中会議室	<u>1,340円</u>
小会議室	<u>840円</u>
特別会議室	<u>1,110円</u>

1 施設使用料

(1) 創業準備室等及び指定駐車場

種別	単位	使用料の額
創業準備室	1 平方メートルにつき毎月	780円（第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、 <u>1,570円</u> ）
創業支援室	1 平方メートルにつき毎月	780円（第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、 <u>1,570円</u> ）
研究開発室	1 平方メートルにつき毎月	<u>2,080円</u> （第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、 <u>2,610円</u> ）
プロジェクト研究員室	1 平方メートルにつき毎月	780円（第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、 <u>1,570円</u> ）
プロジェクト研究推進室	1 平方メートルにつき毎月	<u>1,040円</u> （第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、 <u>1,300円</u> ）
プラント実験室	1 平方メートルにつき毎月	<u>310円</u> （第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、 <u>390円</u> ）
〔略〕		

備考 〔略〕

(2) 防音室

種別	使用料の額（1 時間につき）
防音室 1	<u>1,470円</u>
防音室 2	<u>1,230円</u>

(3) 会議室

種別	使用料の額（1 時間につき）
大会議室	<u>2,100円</u>
中会議室	<u>1,220円</u>
小会議室	<u>770円</u>
特別会議室	<u>1,010円</u>

南館会議室	<u>560円</u>	南館会議室	<u>510円</u>
2 設備使用料 〔略〕		2 設備使用料 〔略〕	

島根県産業技術センター条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
島根県産業技術センター条例 〔平成13年10月23日〕 〔島根県条例第49号〕 第1条～第4条 〔略〕 （使用料及び手数料の納付） 第5条 使用者又は各種の分析、試験_____等（以下「分析等」という。）を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。 2 使用料の額は、1の設備機器を1時間使用するにつき<u>5,610円</u>以内で知事が定める。 3・4 〔略〕 〔削る〕 第6条～第12条 〔略〕	第1条 〔略〕 （設置） 第2条 産業技術に関する試験分析、研究開発、技術支援等を行うことにより、産業技術の向上及びその成果の県内企業への普及を推進し、もって本県産業の振興を図るため、島根県産業技術センター（以下「センター」という。）を松江市に設置する。 2 〔略〕 （使用の承認） 第3条 センターの設備機器であって規則で定めるもの（以下「設備機器」という。）を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2・3 〔略〕 第4条 〔略〕 （使用料及び手数料の納付） 第5条 使用者又は各種の分析、試験、<u>鑑定等</u>（以下「分析等」という。）を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。 2 使用料の額は、1の設備機器を1時間使用するにつき<u>9,990円</u>以内で知事が定める。 3 手数料の額は、別表のとおりとする。 4 〔略〕 <u>5 使用料等は、使用者にあっては第3条第1項の承認を受けたときに、依頼者にあっては各種の分析等を依頼するときに、納付しなければならない。ただし、知事が別に納付期限を定めたときは、この限りでない。</u> 第6条～第12条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1（第5条関係）

区 分	単 位	手数料の額
1 準備料	1 件につき	設備機器を使用する場合は、 <u>330円</u> 。分析等を行う場合は、 <u>710円</u>
2 設備機器の使用方法に係る指導	1 時間につき	<u>4,200円</u>
3 定性分析	1 試料 1 項目につき	<u>17,840円</u> 以内で知事が定める額
4 定量分析	1 試料 1 項目につき	<u>39,600円</u> 以内で知事が定める額
5 食品試験	1 試料 1 項目につき	<u>28,630円</u> 以内で知事が定める額
6 木材試験	1 試料 1 項目につき	<u>25,730円</u> 以内で知事が定める額
7 燃料試験	1 試料 1 項目につき	<u>8,670円</u> 以内で知事が定める額
〔削る〕		
<u>8</u> 機械器具等試験	1 試料 1 項目につき	<u>9,020円</u> 以内で知事が定める額
<u>9</u> 金属試験	1 試料 1 項目につき	<u>9,560円</u> 以内で知事が定める額
<u>10</u> 無機材料試験	1 試料 1 項目につき	<u>13,640円</u> 以内で知事が定める額
〔削る〕		
<u>11</u> 調製又は加工	1 件 1 項目につき	<u>11,140円</u> 以内で知事が定める額
<u>12</u> デザイン	1 件 1 項目につき	<u>5,550円</u> 以内で知事が定める額
<u>13</u> 写真撮影	1 件につき	1 視野につき <u>2,050円</u> 。ただし、1 視野増すごとに <u>740円</u> を加算する。
<u>14</u> 試料の調製	1 件につき	<u>6,300円</u> 以内で知事が定める額

附 則 〔略〕

別表第1（第5条関係）

区 分	単 位	手数料の額
1 準備料	1 件につき	設備機器を使用する場合は、 <u>290円</u> 。分析等を行う場合は、 <u>590円</u>
2 設備機器の使用方法に係る指導	1 時間につき	<u>3,540円</u>
3 定性分析	1 試料 1 項目につき	<u>14,990円</u> 以内で知事が定める額
4 定量分析	1 試料 1 項目につき	<u>34,500円</u> 以内で知事が定める額
5 食品試験	1 試料 1 項目につき	<u>19,090円</u> 以内で知事が定める額
6 木材試験	1 試料 1 項目につき	<u>133,490円</u> 以内で知事が定める額
7 燃料試験	1 試料 1 項目につき	<u>6,710円</u> 以内で知事が定める額
<u>8</u> 油脂試験	1 試料 1 項目につき	<u>4,580円</u> 以内で知事が定める額
<u>9</u> 機械器具等試験	1 試料 1 項目につき	<u>7,590円</u> 以内で知事が定める額
<u>10</u> 金属試験	1 試料 1 項目につき	<u>23,000円</u> 以内で知事が定める額
<u>11</u> 無機材料試験	1 試料 1 項目につき	<u>16,640円</u> 以内で知事が定める額
<u>12</u> 鑑定	1 項目につき	<u>18,900円</u> 以内で知事が定める額
<u>13</u> 調製又は加工	1 件 1 項目につき	<u>8,390円</u> 以内で知事が定める額
<u>14</u> デザイン	1 件 1 項目につき	<u>10,970円</u> 以内で知事が定める額
<u>15</u> 写真撮影	1 件につき	1 視野につき <u>1,370円</u> 。ただし、1 視野増すごとに <u>630円</u> を加算する。
<u>16</u> 試料の調製	1 件につき	<u>5,320円</u> 以内で知事が定める額

15 成績書の 複本の交付	1 通につき	<u>1,000円</u>	17 成績書の 複本の交付	1 通につき	<u>820円</u>
備考 〔略〕			備考 〔略〕		

島根県立高等技術校条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
島根県立高等技術校条例 〔昭和44年 9 月30 日〕 〔島根県条例第51号〕 第 1 条・第 2 条 〔略〕 （授業料等の納付） 第 3 条 〔略〕 2 ～ 5 〔略〕 6 技術校の修了証明書、成績証明書その他の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、現に技術校に在籍する者を除き、証明書交付手数料として 1 通につき<u>550 円</u>を納付しなければならない。 第 4 条～第12条 〔略〕 附 則 〔略〕	第 1 条・第 2 条 〔略〕 （授業料等の納付） 第 3 条 〔略〕 2 ～ 5 〔略〕 6 技術校の修了証明書、成績証明書その他の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、現に技術校に在籍する者を除き、証明書交付手数料として 1 通につき<u>500 円</u>を納付しなければならない。 第 4 条～第12条 〔略〕 附 則 〔略〕

第100号議案 令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）【関係分】

第108号議案 令和7年度島根県中小企業近代化資金特別会計補正予算（第1号）

商工労働部 令和7年度9月補正予算(9月10日提案分)の概要

1 目的別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項 目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
款2.総務費	201,477	▲ 6,097	195,380	97.0
款5.労働費	2,322,081	▲ 2,080	2,320,001	99.9
款7.商工費	13,584,371	333,423	13,917,794	102.5
部 合 計	16,107,929	325,246	16,433,175	102.0

2 課別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項 目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
商工政策課	912,830	8,760	921,590	101.0
観光振興課	1,516,166	5,379	1,521,545	100.4
しまねブランド 推進課	727,304	11,119	738,423	101.5
産業振興課	3,954,373	12,453	3,966,826	100.3
企業立地課	2,819,966	▲ 10,050	2,809,916	99.6
中小企業課	3,855,209	299,665	4,154,874	107.8
雇用政策課	2,322,081	▲ 2,080	2,320,001	99.9
部 合 計	16,107,929	325,246	16,433,175	102.0

3 特別会計

(単位:千円、%)

項 目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
中小企業近代化資金	840,894	200,318	1,041,212	123.8
中小企業制度融資等	36,338,590	0	36,338,590	100.0
部 合 計	37,179,484	200,318	37,379,802	100.5

商工政策課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	912,830	8,760	921,590	【財源】国 0 使・手 0 その他 0 県 8,760
1 一般職給与費	291,101	5,789	296,890	一般職員33名
2 産業交流会館管理運営事業費	24,385	2,971	27,356	指定管理施設における労務単価上昇などへの対応

観光振興課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	1,516,166	5,379	1,521,545	【財源】国 0 使・手 0 その他 0 県 5,379
1 一般職給与費	166,533	▲9,621	156,912	一般職員22名
2 テレビ番組を活用した島根の情報発信・誘客事業費	55,000	15,000	70,000	⇒ 別紙 P23(テレビ番組を活用した島根の情報発信・誘客事業)

しまねブランド推進課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	727,304	11,119	738,423	【財源】国 0 使・手 0 その他 0 県 11,119
1 一般職給与費	117,740	11,119	128,859	一般職員16名

産業振興課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	3,954,373	12,453	3,966,826	【財源】国 0 使・手 0 その他 0 県 12,453
1 一般職給与費	610,546	12,453	622,999	一般職員81名

企業立地課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	2,819,966	▲10,050	2,809,916	【財源】国 0 使・手 0 その他 0 県 ▲10,050
1 一般職給与費	111,995	▲10,050	101,945	一般職員12名

中小企業課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	3,855,209	299,665	4,154,874	【財源】国 0 使・手 0 その他 0 県 299,665
1 一般職給与費	100,674	▲755	99,919	一般職員14名
2 中小企業近代化資金特別会計繰出金	27,641	420	28,061	
3 省力化投資等支援事業費	231,000	300,000	531,000	⇒ 別紙 P24(省力化投資等支援事業)

【特別会計】

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
中小企業近代化資金特別会計	840,894	200,318	1,041,212	【財源】 諸収入 0 繰越金 199,898 繰入金 420
1 一般職給与費	14,972	420	15,392	一般職員2名
2 貸付総務費	926	▲50	876	国庫支出金返還金
3 一般会計繰出金	85,962	472,318	558,280	
4 予備費	677,625	▲272,370	405,255	

雇用政策課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	2,322,081	▲2,080	2,320,001	【財源】国 0 使・手 0 その他 0 県 ▲2,080
1 一般職給与費	326,211	▲2,080	324,131	一般職員41名

テレビ番組を活用した島根の情報発信・誘客事業

予算額：15,000 千円
(当初予算額：55,000 千円)

1. 目 的

島根が舞台の一つとなったテレビドラマの続編の放送が発表されたことに伴い、ロケ地誘致及びロケ支援を行い、島根県の認知度向上及び県全体への誘客を促進

2. 事業の概要

- ・ロケ地誘致及びロケ支援
- ・前作ロケ地を活用したプロモーション
- ・その他テレビ番組を活用した情報発信 等

3. 予算額 15,000 千円

省力化投資等支援事業

予算額：300,000 千円
(当初予算額：231,000 千円)

1. 趣旨

- ・深刻な人手不足の中で従業員が減少し、事業継続が困難となっている県内事業者に対し、省力化を図る設備投資等の取組を支援する。
- ・物価高騰の中、増収（減益・増益）の事業者も補助対象とする拡充を行い、それに伴う対象者の増加に対応するため、予算を増額する。

2. 事業内容

(1) 補助要件

下表の要件をすべて満たすこと

改正予定	現行
〔削除〕	① 前期の売上高等が、対前々年同期比又は対前年同期比で減少していること
① 売上高等を比較した期間における従業員数が、対前々年同期比又は前年同期比で5%以上減少していること（整理解雇等による離職を除く）	② 売上高等を比較した期間における従業員数が、対前々年同期比又は前年同期比で5%以上減少していること（整理解雇等による離職を除く）
② 求人活動を実施したが、充足に至っていないこと	③ 求人活動を実施したが、充足に至っていないこと

(2) 補助内容

- ①補助率 補助対象経費の1/3 以内
 ②補助限度額 設備導入 上限 1,500 千円 下限 200 千円
 専門家助言 上限 200 千円

3. 予算額

300,000 千円

(当初予算額 231,000 千円→補正後予算額 531,000 千円)

2025 大阪・関西万博 島根県催事の出展結果について

1. 出展概要

- (1) 期間 令和7年8月27日(水)～8月31日(日) 5日間
- (2) 場所 ギャラリーEAST
- (3) 内容 『ご縁も、美肌も、しまねから。』をテーマに、島根の魅力を発信

パネル展示や動画放映による隠岐、出雲、石見エリアの紹介
 「北斎コレクション」の紹介とペーパーバッグ作り体験(8/28～8/31)
 ミュージカル「あいと地球と競売人」の紹介展示
 松江城御城印書き下ろし・配布(8/27)
 安来節の披露(8/29 計2回)
 しまねっこパフォーマンス(8/27～8/31 計20回)
 石見神楽公演(8/30、8/31 計5回)
 知事としまねっこによる歓迎対応(8/30) など

2. 結果

○来場者総数 31,726人(平均6,345人/日)

日 程	来場者数	体験人数(来場者 内数)				
		絵馬掛け 体験	石見神楽 衣裳体験	VR体験 ・石見銀山 ・隠岐	松江城 御城印 書き下ろし	葛飾北斎 ペーパーバッグ 作り
8月27日(水)	5,890人	1,430人	544人	240人	160人	-
8月28日(木)	7,237人	1,100人	675人	265人	-	132人
8月29日(金)	7,323人	1,000人	465人	340人	-	142人
8月30日(土)	5,374人	740人	408人	317人	-	127人
8月31日(日)	5,902人	740人	383人	358人	-	132人
合 計	31,726人	5,010人	2,475人	1,520人	160人	533人

- 期間中は、万博会場への来場者数が多く、石見神楽やしまねっこ、各種体験の
人気もあり、多くの来場に繋がった。
- 会場内に設置した観光案内コーナーへの立ち寄りも多く、来場者の島根県への
関心の高さが感じられた(パンフレット約7,000枚配布)。
- 来場者のSNS発信も多く見受けられ、今回の出展により、多くの方に島根県の
魅力を知っていただくことができた。
- 来場者からは、島根県に行ってみたいとの声が多く聞かれた。

3. 催事の様子（写真）

（場内展示①）



（場内展示②）



（VR体験コーナー）



（「北斎コレクション」の紹介とペーパーバッグ作り体験）



（石見神楽公演）



（安来節公演）



（来場者歓迎対応）



（場外入場列）



企業立地計画の認定について 株式会社コミュニケーションの立地計画の概要（新設）

株式会社コミュニケーションは、システム開発などの受注拡大に対応するため、松江市内で事業所の新設を決定した。

県は、同社から申請のあった立地計画を「島根県企業立地促進条例」の目的達成に資するものとして認定し、令和 7 年 7 月 2 日に、株式会社コミュニケーション、松江市の間で立地に関する覚書を締結した。

1 会社概要

- (1) 会 社 名 株式会社コミュニケーション
- (2) 所 在 地 東京都中央区日本橋大伝馬町 6－9
- (3) 代 表 者 名 代表取締役社長 大松 聖嗣（おおまつ さとし）
- (4) 設 立 年 月 平成 6 年 3 月
- (5) 資 本 金 1 0 0, 0 0 0 千円
- (6) 従 業 員 数 2 9 2 名
- (7) 事 業 内 容 通信分野をメインとしたシステム開発、IT 基盤設計・構築など

2 計画の概要（県外企業の新規立地）

- (1) 立 地 場 所 松江市西茶町 40-1 e n u n（縁雲）スモールオフィス F
- (2) 建 物 面 積 8. 3 6 m²（賃貸借）
- (3) 投 下 資 本 額 なし
- (4) 操 業 開 始 令和 7 年 7 月
- (5) 常用従業員数

申 請 時	0 名
操 業 時	1 名（ 1 名増）
操業後 1 年	3 名（ 2 名増）
操業後 2 年	6 名（ 3 名増）
操業後 3 年	8 名（ 2 名増）
計	（ 8 名増）
- (6) 事 業 内 容 言語変換ツールを活用した、基幹業務システムの
マイグレーション開発（COBOL から Java への変換等）ほか

【企業立地促進助成金の見込額】

・雇用助成 $1, 0 0 0 \text{ 千円} \times 8 \text{ 名} = 8, 0 0 0 \text{ 千円} ※$

※すべて新卒・U I ターン就職者の場合

企業立地計画の認定について 株式会社産機の立地計画の概要（増設）

株式会社産機は、産業用クレーンの受注拡大に対応するため、松江市内で工場の増設を決定した。

県は、同社から申請のあった立地計画を「島根県企業立地促進条例」の目的達成に資するものとして認定し、令和7年9月8日に、株式会社産機、松江市の間で立地に関する覚書を締結した。

1 会社概要

- (1) 会社名 株式会社産機
- (2) 所在地 松江市矢田町 250-33
- (3) 代表者名 代表取締役 野元 利幸（のもと としゆき）
- (4) 設立年月 昭和42年11月
- (5) 資本金 30,000千円
- (6) 従業員数 60名（うち、県内常用従業員数32名）
- (7) 事業内容 産業用機械器具（天井クレーン、橋形クレーン、特殊クレーンの製造、販売、据付加工

2 計画の概要（工場の増設）

- (1) 立地場所 松江市矢田町 250-220、250-224
- (2) 敷地面積 10,426㎡（うち今回増設分 4,793㎡）
- (3) 建物面積 4,851㎡（うち今回増設分 1,830㎡ 鉄骨造平屋建）
- (4) 投下資本額 703,000千円
- (5) 操業開始 令和8年4月
- (6) 常用従業員数

申請時	32名
操業時	32名（0名増）
操業後1年	32名（0名増）
操業後2年	36名（4名増）
操業後3年	38名（2名増）
計	（6名増）
- (7) 事業内容 産業用機械器具（天井クレーン、橋形クレーン、特殊クレーン）の製造

【企業立地促進助成金の見込額】

- ・投資助成 703,000千円 × 5% = 35,150千円
- ・雇用助成 1,000千円 × 6名 = 6,000千円 ※

合計 41,150千円

※ すべて新卒・UIターン就職者の場合

企業立地計画の認定について 有限会社ディプロの立地計画の概要（増設）

有限会社ディプロは、県産豚肉（石見ポーク）の受注拡大に対応するため、邑南町内で工場の増設を決定した。

県は、同社から申請のあった立地計画を「島根県企業立地促進条例」の目的達成に資するものとして認定し、令和7年9月16日に、有限会社ディプロ、邑南町の間で立地に関する覚書を締結した。

1 会社概要

- (1) 会社名 有限会社ディプロ
- (2) 所在地 邑智郡邑南町矢上 4605
- (3) 代表者名 代表取締役 服部 功（はっとり いさお）
- (4) 設立年月 平成16年8月
- (5) 資本金 10,000千円
- (6) 従業員数 8名（うち、県内常用従業員数8名）
- (7) 事業内容 豚肉（石見ポーク）加工、卸、小売業

2 計画の概要（工場の増設）

- (1) 立地場所 邑智郡邑南町矢上 4607-4、4602-7
- (2) 敷地面積 1,964.53㎡（うち今回増設分 1,216.08㎡）
- (3) 建物面積 734.35㎡（うち今回増設分 441.40㎡）
- (4) 投下資本額 204,726千円
- (5) 操業開始 令和8年10月
- (6) 常用従業員数

申請時	8名
操業時	9名（1名増）
操業後1年	9名（0名増）
操業後2年	10名（1名増）
操業後3年	11名（1名増）
計	（3名増）
- (7) 事業内容 豚肉（石見ポーク）加工

【企業立地促進助成金の見込額】

- ・投資助成 201,226千円(※1) × 10% = 20,122千円(※2)
- ・雇用助成 1,300千円 × 3名 = 3,900千円(※3)

合計 24,022千円

(※1)投下資本額のうちの一部は、投資助成の対象外

(※2)基本助成割合5%+加算割合5%（中山間地域等立地）

(※3)すべて新卒・UI ターンの場合

I T産業・デジタル人材育成について

1. 経緯

I T産業の振興については、島根創生計画に掲げ、人材の育成やソフト系 I T産業の誘致などに取り組んできたところ

しかし、I T技術者の不足に加え、人手不足が厳しさを増す中、県内企業がデジタル技術を活用した設備投資によって、省力化や生産性向上に取り組むためのデジタル利活用人材の育成・確保が課題

2. 益田圏域の3市町と4商工団体からの要望（5月20日）

- ・ 益田圏域での I T企業の誘致を通じた産業の集積
- ・ 県立西部高等技術校を活用した I T人材の育成

【知事回答要旨】

- ・ 石見地域の高校生の進路状況やニーズなどを確認し、具体的な検討に入る

3. 検討状況

- ・ I T系分野への進学者は増加傾向にあり、このうち県西部で約8割（70名）が県外に進学
- ・ 県情報産業協会からは県内ソフト系 I T企業で260名の技術者が不足と回答
- ・ 離転職者向けの高等技術校が現状のまま進学先となるのは厳しいが、高度な I T人材の育成機関のニーズはあると高校関係者が回答

4. 取組の方向性

県内全域で不足している産業を支えるデジタル人材や技術力のある I T人材を県内で育成するため、高度な I T分野を学べる教育環境を整備

- ① 県内の既存 I T系専門学校3校に向けて、ネットワーク環境の高度化など学習環境の向上に資する取組の支援を検討
- ② 県西部には同様の学校がないため、西部高等技術校の施設と機能の有効活用を図って、現敷地内に2年間の専門課程「情報技術科」を有する職業能力開発短期大学校の新設を検討